

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。  
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

## 見守り 新鮮情報

第121号

A社から電話があり、**太陽光・風力発電**などの**再生可能エネルギー**を扱うX社の**社債**購入を勧められ「工務店のI氏もほしがっている。35口700万円ずつ**共同で買わないか**。必ず高く転売できる」と言われた。実際にBという会社から**買い取りたい**と電話があった

ので信じ始めた。その後A社から「I氏が70口分購入したが、代金を**法人名義**で振り込んだので**受け付けられなかった**。今彼は**海外出張中**で手続きできないので**代わりに買ってほしい**。**2~7倍**にして返す」と言われたので、X社に社債**70口1400万円分**を振り込んだ。数日後、A社とB社に電話したが通じず、**だまされた**ことに気づいた。

(60歳代 男性)



## 代わりに買えば、数倍にして返す？ 社債の勧誘に注意！

### ひとこと助言

信じちゃダメ!



見守るくん

- 「買った額より高値で買い取ってもらえるので、商品や権利を買わないか」と勧誘され、実際に買い取り希望の業者も現れるなどして、その商品や権利を購入するように仕向けられる劇場型の手口が後を絶ちません。
- 最近では、事例以外にも「社長と同じ出身地の人しか買えないので代わりに買ってほしい」「共同出資なのであなたが買わないと他の出資者に迷惑がかかる」などと言って購入を迫るなど、勧誘方法も巧妙になっています。
- 事例のように業者と連絡が取れなくなってしまうことが多く、いったん支払ってしまうとお金を取り戻すのは極めて困難です。
- おかしいと思ったら、お金を支払う前にお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。